

認定・仮認定特定非営利活動法人の実態について

内閣府政策統括官(経済社会システム担当)付参事官(市民活動促進担当)

平成26年12月

1. はじめに

特定非営利活動法人(以下、NPO法人)の情報公開は、共助社会づくり懇談会においても、信頼性確保の点等からその重要性が指摘されているところであり¹、その公開情報の積極的活用も期待されている。

NPOの情報公開が先進的とされる米国においては、団体の免税や寄附者の寄附控除対象団体であるNPOの情報公開については、一定の書類の提出が団体の規模によって義務づけられており、それはNPOであるガイドスターのHP(<http://www.guidestar.org/>)などで閲覧することが出来る。さらに、米国ではそのデータを用いた財務分析も盛んに行われており、NPO法人の財務実態や、収入構成の特徴、事業の安定性、団体の成長性についての調査・研究も多く蓄積されているといわれている。また、それらの成果は、大学院でのNPOマネジメントプログラムの講義でも用いられており、専門的知識を持った人材のNPOセクターへの供給の重要な役割を果たしているとされている²。

一方で、我が国ではガイドスターのように、一括してNPOの財務データを公表している機関はない³。

そこで今回、全国の認定・仮認定法人についてその財務実態について少しでも明らかにするために、公開データとしてウェブ上で収集・確認できる活動計算書等を用いて簡単な財務分析を行った(「3. 財務諸表の概要」および「4. クロス集計」)。分析対象は2014年3月末時点での認定・仮認定特定非営利活動法人(以下、認定・仮認定法人)630法人のうち、その活動計算書等がウェブ上(NPO法人ポータルサイト、所轄庁のサイト、法人の公式サイト)のいずれかで確認された603法人(95.7%)である。

¹ 信頼性の向上に関するワーキンググループ報告書(平成24年12月)等

² 米国ではNPOに対して内国歳入庁で税法上の管理をしており、税法上内国歳入法第501条C項3号(以下、501(c)3)に該当する法人がcharitable organizationとなっている。適用要件は、寄附金総額が総収入に占める割合が3分の1以上である団体又は、同割合が10%以上でかつ「事実および状況基準(Facts and Circumstances Test)」を満たす団体となっている。これが適用されると、団体の免税に加えて、寄附者の寄附に対する寄附控除対象団体となる。また、Form990/990EZなどの提出が団体の規模によって義務づけられている。

³ 東京都などの一部地域のNPO法人について、大阪大学NPO研究情報センターがデータを収集し、それによる学術成果を公表している例はある。

2. 認定・仮認定法人の特徴

はじめに、NPO ポータルサイトにあるデータを用いて、全 630 の認定・仮認定法人の活動分野についてその割合を図 1 にまとめた。そこでは、認定・仮認定法人が多い順に「団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動」「保健、医療又は福祉の増進を図る活動」「社会教育の推進を図る活動」「子どもの健全育成を図る活動」となっている。これは、同時点での NPO 法人全体の活動分野が、「保健、医療又は福祉の増進を図る活動」「社会教育の推進を図る活動」「団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動」「子供の健全育成を図る活動」の順となっていることから、いわゆる中間支援組織としての役割を果たすと考えられる「団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動」を活動分野とする NPO 法人の中で、認定・仮認定法人が占める割合が相対的に多いことが見てとれる。

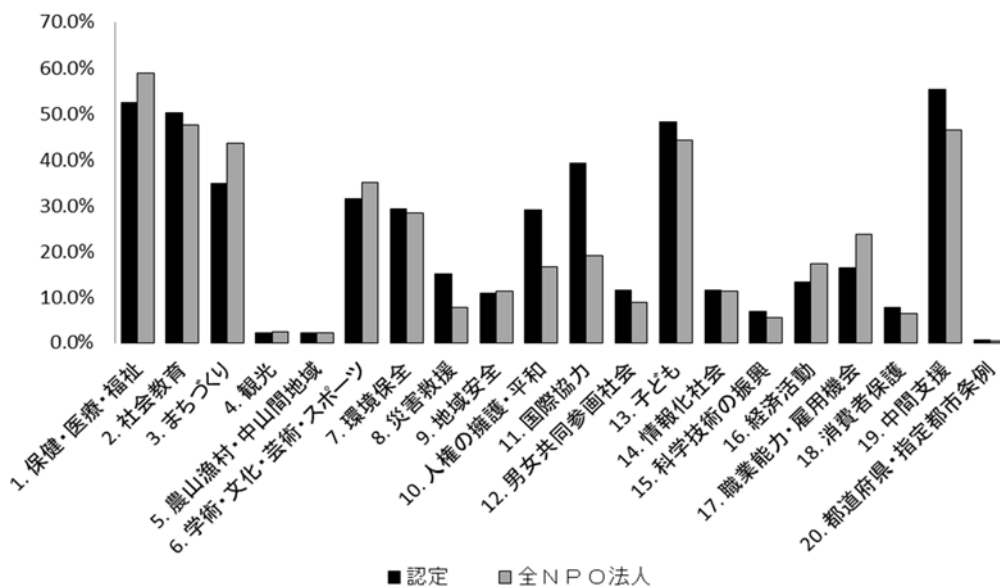


図 1 認定・仮認定法人の活動分野⁴

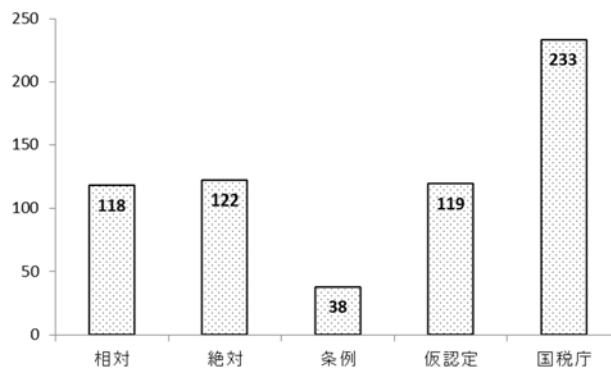


図 2 認定基準⁵

⁴ この図には、全ての認定・仮認定法人 630 法人が含まれる。

⁵ この図には、全ての認定・仮認定法人 630 法人が含まれる。

次に、全 630 の認定・仮認定法人が認定を得た際に適合した P S T 基準についてみてみると（図 2）⁶、2014 年 3 月末時点では旧国税庁認定が最も多く⁷、相対値基準、絶対値基準、仮認定がほぼ同数となっている。また、条例指定が 38 法人と最も少ない。

3. 財務状況の概要

表 1 経常収入

経常収入(千円)	
平均	87,639
中央値	21,473
最小	188
最大	5,261,535
標本数	603

法人の経常収入は、表 1 の通りとなっており、平均金額は 8,764 万円で、中央値は 2,147 万円、最大値は 52 億 6,154 万円である。

また、これを「平成 25 年度特定非営利活動法人に関する実態調査（以下、実態調査）」と比較すると、実態調査の認定・仮認定法人の平均は 9,069 万円、中央値は 2,043 万円で大きな差は見られない。

表 2 受取寄附金

受取寄附金(千円)	
平均	30,208
中央値	1,723
最小	0
最大	4,666,644
標本数	603

法人の受取寄附金は、表 2 の通りとなっており、平均金額は 3,021 万円で、中央値は 172 万円、最大値は 46 億 6,664 万円である。また、認定・仮認定法人のなかでも受取寄附金が 0 の法人も 29 法人（5.1%）見られる。

表 3 経常費用

経常費用(千円)	
平均	86,329
中央値	21,110
最小	154
最大	5,520,911
標本数	603

法人の経常費用は、表 3 の通りとなっており、平均金額は 8,633 万円で、中央値は 2,111 万円、最大値は 55 億 2,091 万円である。

また、これを「実態調査」と比較すると、実態調査の認定・仮認定法人の平均は 8,878 万円、中央値は 1,944 万円で大きな差は見られない。

⁶ P S T（パブリック・サポート・テスト）基準のうち、相対値基準とは、寄附金の経常収入に占める割合が 1/5 以上であること。絶対値基準とは、各事業年度に 3,000 円以上の寄附を平均 100 人以上から受けること。条例指定とは、主たる事務所又は従たる事務所が存在する自治体から個人住民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金を受け入れる NPO 法人として条例で個別指定を受けていること。仮認定法人は、P S T 基準が免除。旧国税庁認定とは、平成 23 年の制度改正までの、国税庁による認定。

⁷ 平成 23 年の特定非営利活動促進法改正により、それまでの国税庁による認定から、所轄庁による認定に変更となった。認定の有効期間は 5 年であり、有効期間終了後も継続して認定法人となるためには、国税庁認定にあってはその有効期間中に所轄庁認定を受け、所轄庁認定にあっては 5 年毎に有効期間の更新を受ける必要があるところ、平成 29 年には、国税庁認定はなくなり、すべて所轄庁による認定となる。

表4 総人件費

総人件費(千円)	
平均	20,357
中央値	4,421
最小	0
最大	368,282
標本数	603

法人の総人件費は、表4の通りとなっており、平均金額は2,036万円で、中央値は442万円、最大値は3億6,828万円である。また、人件費が0の法人も112法人(18.6%)⁸見られる。

表5 総人件費/経常費用

総人件費/経常費用	
平均	28.2%
中央値	23.9%
最小	0.0%
最大	95.8%
標本数	603

法人の総人件費が経常収入に占める割合は表5の通りとなっており、平均は28.2%で、中央値は23.9%となっている。平均的に見ると、経常費用の約4分の1程度を人件費に充てている法人が多い。その一方で、経常費用の8割以上を人件費に充てている法人も14法人(2.3%)みられた。

4. クロス集計

4-1 設立年別

法人の設立年⁹別にみた、受取寄附金及び受取寄附金が経常収入に占める割合について示したものが表8、表9である。

受取寄附金を中央値でみると、2002年以前に設立された法人では200万円を超えているが、それ以降に設立された法人では170万円(2007年設立)が最大で、約40万円~150万

⁸ ただし、事業ごとの支出を活動計算書等に記載している団体もあるため、実際に人件費を支払っていない団体はこれよりも少ないと考えられる。

表6 寄附金/経常収入

寄付金/経常収入	
平均	26.0%
中央値	13.0%
最小	0.0%
最大	100.0%
標本数	603

法人の寄附金が経常収入に占める割合は、表6の通りとなっており、平均は26.0%で、中央値は13.0%となっている。経常収入の8割以上を寄附によって得ている法人は52法人(8.6%)、9割以上の法人も30法人(5.0%)ある。

表7 管理費/経常支出

管理費/経常支出	
平均	19.1%
中央値	14.5%
最小	0.0%
最大	92.6%
標本数	603

法人の管理費が経常支出に占める割合は、表7の通りとなっており、平均は19.1%で、中央値は14.5%となっている。

⁹ これは法人の設立年であり、法人格取得年、認定取得年とは異なることがある。また、1999年以前の法人は1999年に含んでいる。

円の間となっている。

受取寄附金が経常収入に占める割合は、平均で概ね 25～30%前後であり、中央値では 10～15%前後となっている。認定の取得・更新には P S T 基準を満たす必要があることから、認定・仮認定法人において、設立年数によってその割合に大きな差は見られなかった。

表 8 設立年別にみた受取寄附金

受取寄附金(千円)							
	1999年	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年
平均	149,971	70,211	34,424	10,107	10,354	6,355	10,367
中央値	3,464	2,237	2,627	2,119	1,479	865	1,476
最小	0	0	0	0	0	0	0
最大	4,666,644	1,318,444	704,406	266,334	104,588	152,943	277,846
標本数	62	47	62	64	51	51	57

	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	全体
平均	9,052	9,029	7,840	2,884	6,111	2,104	30,208
中央値	1,355	1,689	1,457	1,141	930	421	1,723
最小	0	0	0	0	0	0	0
最大	87,353	41,962	89,711	21,224	70,899	14,353	4,666,644
標本数	47	35	47	36	19	19	603

表 9 設立年別にみた受取寄附金／経常収入比率

寄附金／経常収入							
	1999年	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年
平均	23.2%	26.6%	24.7%	27.6%	25.5%	22.0%	26.8%
中央値	10.4%	11.5%	11.4%	14.4%	14.7%	11.4%	10.1%
最小	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
最大	99.7%	99.1%	100.0%	99.9%	99.1%	95.8%	99.1%
標本数	62	47	62	64	51	51	57

	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	全体
平均	26.1%	29.9%	29.1%	27.1%	32.3%	21.0%	26.0%
中央値	15.2%	14.5%	15.7%	13.1%	16.8%	3.3%	13.0%
最小	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
最大	91.9%	97.8%	99.6%	95.8%	97.6%	91.3%	100.0%
標本数	47	35	47	36	19	19	603

法人の設立年別に雇用の点から人件費についてその額について設立年度別に見たものを表 10 に示している。人件費は設立年度が古いほど（設立から時間がたっているほど）、平均値・中央値ともに高くなる傾向がみられる。

次に、総人件費が経常費用に占める割合について示したものが表 11 である。ここでも、総人件費が経常費用に占める割合は、設立年度が古いほど（設立から時間がたっているほど）、平均値・中央値ともに高くなる傾向がみられる。

このことから、設立から年数を経過した認定・仮認定法人において、量的にも多くの活動資金が人材へ振り分けられていることが推察される。認定法人として、事業を続けて行く中で雇用の吸収力も高まっているのではないだろうか。

表 10 設立年別にみた総人件費

総人件費(千円)							
	1999年	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年
平均	48,322	35,575	30,519	14,501	16,649	18,362	18,245
中央値	17,481	12,254	11,146	4,002	4,533	2,550	5,074
最小	0	0	0	0	0	0	0
最大	368,282	331,125	178,190	291,669	199,112	338,305	139,970
標本数	62	47	62	64	51	51	57

	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	全体
平均	18,782	11,989	6,855	5,855	2,593	3,080	20,357
中央値	3,074	3,198	1,524	2,067	748	200	4,421
最小	0	0	0	0	0	0	0
最大	155,401	92,224	79,984	43,837	13,573	19,859	368,282
標本数	47	35	47	36	19	19	603

表 11 設立年別にみた総人件費／経常費用比率

総人件費/経常費用							
	1999年	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年
平均	36.5%	30.6%	36.2%	26.1%	24.6%	27.0%	31.8%
中央値	45.8%	26.3%	38.4%	24.0%	24.2%	23.1%	33.5%
最小	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
最大	82.3%	88.8%	85.7%	80.6%	78.3%	74.4%	85.3%
標本数	62	47	62	64	51	51	57

	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	全体
平均	29.7%	22.9%	22.9%	23.5%	19.9%	16.5%	28.2%
中央値	23.3%	14.7%	17.8%	16.8%	6.0%	5.9%	23.9%
最小	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
最大	95.8%	84.8%	92.2%	75.2%	87.7%	57.8%	95.8%
標本数	47	35	47	36	19	19	603

4-2 認定基準別

法人の認定基準別にみた、受取寄附金及び受取寄附金が経常収入に占める割合について示したものが表 12、表 13 である。

受取寄附金を中央値で見ると、旧国税庁認定が約 480 万円で最も高くなっている。以下、絶対値基準による認定、相対値基準による認定、仮認定と続いており、最も低いのは条例指定による法人で、平均額、最大額で見た場合でも最も低くなっている。

受取寄附金が経常収入に占める割合も受取寄附金と同様の傾向を示しており、旧国税庁認定が 36.3%で最も高くなっている。以下、相対値基準による認定、絶対値基準による認定、仮認定と続いており、最も低いのは条例指定による法人で、平均値、最大値で見た場合でも最も低くなっている。

旧国税庁認定の法人が寄附を多く集めていることから、比較的早い段階から認定を受けていた法人が多く寄附を集めていることが見て取れる。また、相対値基準による認定と絶対値基準による法人の間で、受取寄附金額の中央値で見た場合は絶対値基準の法人が大きくなっている。

一方、寄附金の経常収入に占める割合を見た場合、受取寄附金額が小さいにもかかわらず相対値基準の法人の方が高くなっていることから、規模の大きな法人ほど相対値基準よりも絶対値基準による認定を受けていることが確認できる¹⁰。また、条例指定による法人は金額の面でも、経常収入に占める割合でも著しく低いものとなっている。また、仮認定法人についても金額の面では、条例指定の2.7倍（約51万円）となっているが、絶対値基準による認定法人の中央値（180万円）の約3割であり、経常収入に占める割合についても中央値で2%と低い。このことから、正認定を得るためのPST基準を満たすにはさらなる努力が必要な状況が推察される。

表 12 認定基準別にみた受取寄附金

	受取寄附金(千円)				
	相対基準	絶対基準	条例指定	仮認定	旧国税
平均	4,037	52,108	634	2,219	50,668
中央値	1,244	1,801	187	513	4,786
最小	0	0	0	0	0
最大	104,587	4,666,644	4,805	46,028	46,028
標本数	109	117	37	115	225

表 13 認定基準別にみた寄附金／経常収入比率

	寄附金／経常収入				
	相対基準	絶対基準	条例指定	仮認定	旧国税
平均	26.7%	20.5%	5.4%	8.0%	41.3%
中央値	16.8%	6.9%	1.2%	2.0%	36.3%
最小	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
最大	97.6%	99.7%	64.7%	85.8%	100.0%
標本数	109	117	37	115	225

表 14 では、雇用の面から人件費について認定基準別に見たものを示している。ここでは、絶対値基準による認定を受けた法人が平均額、中央値ともに最も多くなっている。このことは、規模の大きな法人が絶対値基準による認定を受けていることが寄附金額及び寄附金割合との結果と同様に確認されたといえる。中央値で見ると以下、仮認定法人、条例指定による認定法人、旧国税庁による認定法人、相対値基準による認定法人の順で続いており、仮認定法人及び、条例指定による認定法人が比較的多くの人件費を用いていることがわかる。

次に法人の認定基準別にみた総人件費が経常費用に占める割合について示したものが表 15 である。総人件費が経常費用に占める割合は、平均、中央値ともに条例指定による認定

¹⁰ 末尾に掲載している参考表 1 の「認定基準別にみた経常収入」からも言える。また、平成 23 年法改正において絶対値基準が導入された背景として、事業収入が大きい法人にとって相対値基準を満たすことが困難であるということがある。

法人が最も高くなっている。中央値で見ると以下、絶対値基準による認定法人、仮認定法人、旧国税庁による認定法人、相対基準による認定法人の順で続いている。

表 14 認定基準別にみた総人件費

	総人件費(千円)				
	相対基準	絶対基準	条例指定	仮認定	旧国税
平均	12,495	39,320	14,805	19,641	15,583
中央値	1,524	8,850	5,328	6,632	3,727
最小	0	0	0	0	0
最大	235,689	368,282	81,812	199,112	331,125
標本数	109	117	37	115	225

表 15 認定基準別にみた総人件費／経常費用

	総人件費／経常費用				
	相対基準	絶対基準	条例指定	仮認定	旧国税
平均	25.8%	32.4%	39.8%	31.9%	23.3%
中央値	17.7%	31.3%	36.0%	21.9%	20.0%
最小	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
最大	92.2%	79.5%	95.8%	88.8%	86.0%
標本数	109	117	37	115	225

5. まとめ

本レポートでは、ウェブ上で収集・確認された認定・仮認定法人 603 法人の財務データについて、受取寄附金、総人件費を中心にその特徴について分析を行った。経常収入、経常費用については、平成 25 年 8～9 月に行った「特定非営利活動法人に関する実態調査」の結果とも比較を行い、結果に大きな違いは確認されなかった。また、設立から期間の経っている法人において、人件費の額、割合が高いという傾向が見られた。さらに、認定基準別による分析では寄附金・総人件費の面から絶対値基準による認定法人に規模の大きな法人が多いことがみられた。その一方で、仮認定法人については、PST 基準を満たすためには更なる努力が必要な状況が推察された。

【参考】

参考表 1 認定基準別にみた経常収入

経常収入(千円)					
	相対基準	絶対基準	条例指定	仮認定	旧国税
平均	28,428	131,681	31,728	51,985	120,840
中央値	10,598	43,217	13,333	23,423	21,656
最小	360	470	1,070	341	188
最大	355,960	4,679,255	131,225	374,200	5,261,535
標本数	109	117	37	115	225

参考表 2 認定基準別にみた管理費／経常支出

管理費／経常収入					
	相対基準	絶対基準	条例指定	仮認定	旧国税
平均	19.5%	18.5%	18.4%	15.7%	20.9%
中央値	14.8%	14.5%	15.0%	12.6%	15.2%
最小	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
最大	89.2%	92.6%	78.6%	89.1%	88.6%
標本数	109	117	37	115	225